

仕様書

I 概要

1. 工事名：沖縄県総合行政情報通信ネットワーク発電機始動用バッテリー更新工事
2. 工事場所：今帰仁村、渡嘉敷村、久米島町他 8 箇所
3. 工期：契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

II 仕様

1. 適用範囲

本仕様書は、上記工事に適用するものであり、法令その他特別に定めるものの他は、全て本仕様書による。記載されていない事項については、監督職員の指示による。

2. 工事内容

別紙対象局一覧に記載されている場所に設置している非常用発電機の始動用蓄電池の取替を行う。なお、蓄電池取替に係る確認・試験、取替後の発電機始動確認、既設蓄電池の廃棄については本工事に含まれるものとする。

- (1) 始動用バッテリー撤去・設置 一式

MSE-50-12 6 個

MSE-100-6 20 個

※発電機設置箇所は別紙 1 対象局一覧を参照

- (2) 撤去バッテリー廃棄 一式

- (3) 発電機始動確認、蓄電池試験等 一式

- (4) 工事報告書作成 一式

4. 作業の安全

作業の安全確保のため本工事の実施にあたっては、現場内の整理整頓に努めなければならない。また、本工事と関連しない場所へ立ち入ってはならない。

5. 光熱水費

本工事に必要な光熱水費は受注者で確保すること。ただし、試運転時の電力は使用することができる。その際は監督職員と十分協議すること。

6. 引渡し期日

本工事の引渡し期日は、工事完了後に発注者の検査に合格し、受注者からの引渡書を受理したときとする。

ただし、更新対象設備の仕様上、更新完了後から引き渡しまでの期間においても使用することを承諾すること。

7. 関連機器の点検等

本業務を実施するために必要な関連機器の点検、調整等は本工事に含まれるものとする。なお、それに伴う費用は受注者の負担とする。

8. 他設備の運転

本工事を実施中であっても、本設備以外の運転・操作に支障があってはならない。やむを得ず設備を停止する場合は監督職員と十分に協議し、その指示に従うこと。

9. 実施時間

本工事の実施は、原則祝祭日を除く月曜日～金曜日までの午前8時30分～午後5時15分までとする。但し、必要な場合は監督職員の指示により、夜間（深夜）若しくは休日に業務を行わせる場合がある。

10. 技術者の設置

主任技術者及び監理技術者は、建設業法の規定に基づき下請金額に応じて設置が義務付けられる。

ただし、工場製作のみが行われている期間については、工事現場への専任を要しない。

11. 工程管理等

- (1) 適宜総合的な工程会議を開催すること。
- (2) 上記工程会議の協議結果は、定期報告書として監督員に報告すること。
- (3) 上記工程会議は請負業者が中心となること。

12. 官公庁諸手続き

- (1) 本工事に必要な諸官庁及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続きは、遅滞なく行い、かつこれらの手続に要する費用はすべて請負業者の負担とする。
- (2) 事及び資材の搬出入についての諸手続きは、所管警察署及び道路管理者等と十分調整の上請負業者が行うこととし、実施に当たっては、関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止には十分配慮すること。

13. 保険等

請負業者は、建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入すること。

14. 資材等の運搬について

土砂等の運搬が運送契約により行われる場合は、正規の運送免許を受けた者及び車両を利用すること。また、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分行うこと。

15. 下請者の通知及び変更

- (1) 請負業者は、工事の一部を第三者に請け負わせる場合は、監督員に対して建設工事下請通知書等を提出しなければならない。
- (2) 監督員は、施工中において下請負者が工事の施工につき、著しく不相当であると認めるときは、請負業者に対してその変更又は中止を求めることができる。

16. 提出書類

別紙2 提出書類一覧のとおり

17. その他

本工事の実施にあたっては、次に関する事項を遵守すること。

- (1) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。
- (3) 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
- (4) 工事中に発生する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。又、リサイクル対象の産業廃棄物はリサイクル可能な処理施設で処理すること。

- (5) その他関連する法令及び条例等を遵守すること。
- (6) 作業にあたっては安全に十分配慮し実施すること。
- (7) 他機関敷地等での作業の場合の日程調整及び鍵の借用・返却を行うこと。

Ⅲ 試験及び検査

1. 検査成績表の提出

設置する蓄電池については、外観確認、電圧確認、内部抵抗測定、接続端子部の確認を行い、設置に問題ないかを確認し、その結果を試験成績表として提出すること。

蓄電池取替後は非常用発電機起動試験等を行い、動作に問題ないか確認を行うこと。

2. 費用の負担

試験及び検査の諸費用は全て本工事に含む。

別紙1 対象局一覧

No	局名 (住所)	発電機型式	メーカー	蓄電池
1	乙羽中継局 (沖縄県国頭郡今帰仁村謝名乙羽原1332)	MAB-20	三井造船マシナリー ・サービス株式会社	MSE-100-6 4個
2	渡嘉敷中継局 (沖縄県島尻郡渡嘉敷村字阿良利原2703)	MAB-15	三井造船マシナリー ・サービス株式会社	MSE-100-6 4個
3	久米中継局 (沖縄県島尻郡仲里村字比屋定東原2238-35)	MAB-20	三井造船マシナリー ・サービス株式会社	MSE-100-6 4個
4	伊良部中継局 (沖縄県宮古島市伊良部池間添赤打922-1)	MAB-30	三井造船マシナリー ・サービス株式会社	MSE-100-6 4個
5	多良間中継局 (沖縄県宮古郡多良間村字仲筋680)	MAB-20	三井造船マシナリー ・サービス株式会社	MSE-100-6 4個
6	東中継局 (沖縄県国頭郡東村字平良椎原971-20)	MAS5EZ-S	三井造船マシナリー ・サービス株式会社	MSE-50-12 1個
7	北中城中継局 (沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場1214)	MAS5EZ-S	三井造船マシナリー ・サービス株式会社	MSE-50-12 1個
8	座間味中継局 (沖縄県島尻郡座間味村座間味730)	MAS5EZ-S	三井造船マシナリー ・サービス株式会社	MSE-50-12 1個
9	渡名喜中継局 (沖縄県島尻郡渡名喜村字西兼久581-5)	MAS5EZ-S	三井造船マシナリー ・サービス株式会社	MSE-50-12 1個
10	北大東中継局 (沖縄県島尻郡北大東村字南213-1)	MAS5EZ-S	三井造船マシナリー ・サービス株式会社	MSE-50-12 1個
11	第11管区海上保安本部 (沖縄県那覇市港町2-11-1)	MAS1.5EZ-S	三井造船マシナリー ・サービス株式会社	MSE-50-12 1個

別紙2 提出書類一覧

契約後速やかに提出

	書 類	規格	部数	備 考
1	着手届	A 4	1	
2	現場代理人等通知書	A 4	1	資格者証写,経歴書,実務経験証明書
3	工事工程表	A 4	1	
4	建設リサイクル法に基づく書類	A 4	1	
5	建設業退職金共済組合掛金納付書	—	1	
6	建設労災補償共済制度加入証明書	—	1	
7	労働保険関係成立届出証明書	—	1	
8	建設工事保険等	—	1	
9	前金払請求書、保証書	—	1	前払金を要する場合
10	各種機構図	A 4	1	工事関係者,安全管理者,関係機関連絡先等

随時提出

	書 類	規格	部数	備 考
1	実施工程表	A 3	1	縮小版 (A 4 版) 1 部提出
2	建設工事下請通知書	A 4	1	
3	施工計画書	A 4	1	各工事着手前
4	使用材料承諾願	A 4	1	規格、寸法等必要資料添付
5	試験成績書	A 4	1	各種材料
6	検査願書	A 4	1	立会検査願時

既済部分検査時 (部分払いを要する場合)

	書 類	規格	部数	備 考
1	既済部分検査願	A 4	1	契約書に掲げる回数以内
2	出来高内訳明細書	A 4	1	
3	請求書	A 4	1	既済検査終了後
4	引渡書	A 4	1	

完成検査時

	書 類	規格	部数	備 考
1	完成通知書	A 4	1	
2	県産品使用状況報告書	A 4	1	総括 (0%でも提出)
3	請求書	A 4	1	検査合格後
4	工事目的物引渡書	A 4	1	検査合格後

完成図書

	書 類	規格	部数	備 考
1	工事日報	A 4	1	
2	施工計画書	A 4	1	
3	材料承諾書、証明書	A 4	1	
4	試験成績表	A 4	1	
5	保証書	A 4	1	
6	工事写真	A 4	1	